

# 東京医科歯科大学歯学部附属病院運営会議細則

平成16年 4月 1日  
制 定

## (趣旨)

第1条 この細則は、東京医科歯科大学歯学部附属病院規則(平成16年規則第130号。以下「規則」という。)第11条第4項の規定に基づき、東京医科歯科大学歯学部附属病院運営会議(以下「会議」という。)についての必要事項を定める。

## (審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院内諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 病院内の人事に関する事項
- (3) 予算の方針に関する事項
- (4) その他病院の運営に関する重要事項

## (会議の招集)

第3条 病院長は、運営会議を招集し、その議長となる。

2 病院長に事故あるときは、あらかじめ病院長が指名した者が議長となる。

## (会議)

第4条 運営会議は、毎月1回開催する。ただし、病院長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

## (会議の成立)

第5条 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (構成員以外の者の出席)

第6条 病院長は、規則第11条第2項に掲げる者に事故があるときは、次に掲げる者又はこれに準ずる者をその代理として出席させることができる。

- (1) 各診療科にあつてはあらかじめ診療科長が指名した者
- (2) 各中央診療施設にあつては当該部の副部長
- (3) 薬剤部にあつては調剤主任
- (4) 看護部にあつては副看護部長
- (5) 歯科衛生保健部にあつては副歯科衛生保健部長
- (6) 事務部にあつては総務課長

2 病院長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

## (幹事)

第7条 運営会議に幹事を置き、総務課副課長をもって充てる。

(庶務)

第8条 運営会議に関する庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第9条 この細則の改正は、運営会議の議を経なければこれを行なうことができない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日制定)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月14日制定)

この細則は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月31日制定)

この細則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。